

## 【カンタン解説シリーズ】 「会社法改正の内容」

現在、会社法改正法案は、参議院で審議中です。予定としては、今国会で可決し2006年度（2006年4月1日）から施行されることとなります。

会社法については、昨年9月にもまとめたのですが、その後の情報も入れて再度まとめ直してみました。

### 1. 改正の概要

今回の改正は、商法の半世紀ぶりの改正ということで、かなりガラッと変わってしまいます。その概要は次のとおりです。

#### （1）会社法制の現代化

カタカナの文語体から、ひらがなの口語体になります。

これで少しは読みやすくなります。

#### （2）法律の統合、不均衡の是正

商法、有限会社法、商法特例法に分かれていた会社に関する法律を、

「会社法」に一本化します。

また、ツギハギ、付け足し、議員立法で作られてきた法律、制度間の不均衡を是正するための改正でもあります。

#### （3）社会経済情勢の変化に対応

社会情勢の変化にともない、より実体に近い法律にしていこうという改正です。

たとえば、有限会社と株式会社の統合、会社の規模等による組織体制の選択、役員任期変更、最低資本金制度の撤廃など。

それでは、個々に見ていきましょう。

### 2. 会社の類型

- ◆ まず大きなことは、**有限会社が廃止され、株式会社へ一体化**されることです。ただし、経過措置として、「有限会社」の商号を引き続き使用することもできます。なお、改正後設立する会社には、当然「有限会社」の商号は付けられません。今までの有限会社は、来年度以降株式会社にすることができます。

- ◆ 合同会社（日本版LLC）が新たに創設されます。  
合同会社は、株式会社と同様に、その出資者（社員）は有限責任となります。  
すなわち、社員は出資した額だけの責任を負う、こととなります。

株式会社と違うのは、その運営が合名会社や合資会社と同じように「組合的規律」で運営されることです。

株式会社では、出資額に応じて議決権があり、利益も分配するため、資本力がある人が有利。それに対して「組合的規律」では、利益分配や意思決定などの方法が定款で自由に決められるため、高い技術がある研究者や指導力を持つ経営者を呼び込むことができます。知的財産活用型の会社類型と言えるでしょう。

- ◆ また、会社法改正に先行して、LLP（有限責任事業組合）法が4月末に成立しました。これは上記のLLCと同じように、有限責任の組合組織です。LLCが会社であるのに対し、こちらは組合組織です。  
大きな違いは、LLCが法人課税になるのに対し、LLPは構成員課税といって組合を構成する各人に対して課税が発生する、ということです。  
ただし、損の部分はなかったものとされるなど、税制的なメリットは期待できそうにありません。
- ◆ 以上のように、今後の会社類型は、株式会社、合同会社（LLC）、合名会社、合資会社の4分類+LLPとなります。

### 3. 最低資本金規制の撤廃、設立手続きの合理化

- ◆ 最低資本金は、現在、株式会社1,000万円、有限会社300万円となっていますが、これが撤廃されます。  
すなわち、1円株式会社の設立も認められ、その後増資するかどうかは会社の判断となります。
- ◆ したがって、現在の1円会社の特例（確認会社）も、その中に吸収されてしまいます。あと1年待てば、1円株式会社は自由に作れる、ということです。
- ◆ 今まで株式会社の設立時には、銀行の発行する「保管証明書」が必要でしたが、今後は「残高証明書」で足りることになります。ただし、募集設立をする時は今までどおりです。（募集設立でない、発起設立が一般的です。）
- ◆ 定款の記載事項「株式会社の設立に際して発行する株式の総数」をなくし、「株式会社の設立に際して出資すべき金額またはその下限額」を記載することに

なります。

- ◆ 「公告の方法」は、定款の絶対的記載事項から、任意的記載事項になります。

## 4. 株式会社の機関

これからは、株式会社は、中小企業・同族会社など小さい会社を中心にした**株式譲渡制限会社**と、それ以外に分かれていきます。譲渡制限とは、その会社の株式を譲渡するのに、取締役会の承認が必要な会社のことをいいます。通常、小さい会社は定款に譲渡制限の規定を設けています。

### (1) 株式譲渡制限会社

- ◆ 取締役会を設置するかどうかは、任意になります。
- ◆ 取締役会を設置しない場合は、次の「有限会社型」の機関設計が適用されます。
  - ①取締役は、1人で足りる。
  - ②取締役は、株主に限る旨、定款に記載することが可能。
  - ③監査役または、後述する会計参与を置くかどうかは、任意となる。
  - ④取締役、監査役の任期を最大10年までとすることができる。
  - ⑤株主総会の招集通知は1週間前（さらに短縮可能）まででよい。
  - ⑥株主総会の招集通知は、書面等によらなくてよい。他
- ◆ 取締役会を設置した場合については、譲渡制限会社以外の会社と同様です。

### (2) 株式譲渡制限会社以外の会社

- ◆ 取締役会の設置は、強制となります。
- ◆ この場合、監査役（監査役会）、会計参与、または三委員会のいずれかを設置しなければなりません。
- ◆ 三委員会とは、指名委員会、監査委員会、報酬委員会、執行役 を言います。これらについての説明は、今回は省略します。
- ◆ 監査役と三委員会とは、両立できません。
- ◆ 大会社（資本金5億円以上、負債総額200億円以上）には、会計監査人を設置しなければなりません。
- ◆ 会計監査人を設置する会社には、監査役（監査役会）または三委員会のいずれかを設置しなければなりません。
- ◆ 会計監査人を設置しない場合には、三委員会を設置できません。

なにやら、ちょっと複雑ですね。これらを整理すると、会社の機関設計は次の類型に別れることとなります。御社の状況に合わせた機関設計が必要になってきます。

### 【取締役会を置く会社】

- ①取締役会＋監査役
- ②取締役会＋監査役会
- ③取締役会＋会計参与
- ④取締役会＋監査役＋会計監査人
- ⑤取締役会＋監査役会＋会計監査人
- ⑥取締役会＋監査役＋会計参与
- ⑦取締役会＋監査役会＋会計参与
- ⑧取締役会＋監査役＋会計監査人＋会計参与
- ⑨取締役会＋監査役会＋会計監査人＋会計参与

### 【取締役会を置かない会社】

- ①取締役
- ②取締役＋監査役
- ③取締役＋監査役＋会計監査人
- ④取締役＋会計参与
- ⑤取締役＋監査役＋会計参与
- ⑥取締役＋監査役＋会計監査人  
＋会計参与

## (3) 取締役

### ◆ 取締役の資格

- ・破産しても取締役にになれる。
- ・反面、証取法や各種倒産法制の罪を犯したものは、コンプライアンスを強化するため、規制を強化する。

### ◆ 取締役の解任要件が、特別決議（2/3）から普通決議（過半数）となります。

### ◆ 内部統制システムの構築強化

- ・内部統制システムの構築基本方針は、取締役会の専決事項となります。
- ・決議事項は、営業報告書に記載しなければなりません。

### ◆ 共同代表取締役の制度は、廃止されます。

## (4) 会計参与

今回、会計参与という新しい会社の機関が設けられます。これについては、我々会計人がかかわってくるので、私たちにとっても大変関心の高いところです。

- ◆ 会計参与を置くかどうかは、会社の任意である。
- ◆ 会計参与になれるのは、税理士（税理士法人を含む）および公認会計士（監査法人を含む）だけである。
- ◆ 会計参与は、株主総会で選任され、その任期・報酬等は取締役と同様の規定に従うものとされている。また、会計参与は、登記されることになる。
- ◆ 会計参与は、取締役と共同して、決算書類を作成するものとされている。
- ◆ 会計参与は、株主総会において、決算書類に関して株主が求めた事項に関して説明しなければならない、説明責任が課せられている。
- ◆ 会計参与は、会社とは別に決算書類を5年間保存し、株主および債権者の閲覧等

の請求に応じなければならない。

◆ 会計参与は、株主代表訴訟、第三者責任訴訟の対象とされる。

以上のように、会計参与は、会社と一体となって、決算書類を作成し、利害関係者に対して会社の側に立って、対応することが求められています。いわば、「会計担当社外重役」のようなものです。

ただ、単純に決算書類を作成すればよいのではなく、その説明責任や株主代表訴訟や第三者責任訴訟の対象にもなりますから、かなり責任の重い立場になります。

会計人の中にも、賛否両論いろいろあるようです。

### <会計参与を置くメリット>

これだけ厳しい責任を負った会計参与は、決算書の作成に対して相当の注意を払わざるを得ません。裏返せば、会計参与がいる会社の決算書は、かなり信用度が高いものと第三者から見られるのではないのでしょうか。第三者とは銀行とか取引先、債権者などです。この信用力のアップにより、資金調達や取引が有利になることが考えられます。

なお、会計参与を受ける会計人の立場から言えば、余程信頼できる社長の会社しか、会計参与はできないな、と思います。常時会社にいるわけでもなく、監査法人のように高額な報酬をいただいて監査ができるわけでもないのに、かなり信頼関係によるところも多いと思います。当然、税理士も監査手法を勉強したり、内部統制の制度を会社に指導したりしていかないとはいけません。

ただ、これは中小企業の企業力アップのためにも、とてもいい制度だと思っております。監査を受けるまでではないが、それに近い効果を得られるからです。私どもも、是非会社と協力して、この会計参与の業務に取り組んでいきたいと考えております。

## 5. 株主総会について

◆株主提案権の行使期間の短縮： 8週間前 → 定款で短縮可

◆株主総会の招集地： 本店所在地または隣接地 → 廃止

◆招集通知の簡易化： 次のようになる。

- ・ 開催日の1週間前までに発送（定款で短縮可）
- ・ 書面、電磁的方法によらなくてもよい
- ・ 会議の目的事項の記載または記録を要しない
- ・ 計算書類や監査報告書の添付を要しない 等々

◆書面投票・電子投票： 電子投票した株主は書面投票を要しない

## 6. その他

### (1) 剰余金の分配

- ◆ 純資産額が300万円未満の場合は、剰余金があっても株主に分配できません。
- ◆ いつでも、株主総会の決議により、剰余金の分配をすることができます。

### (2) 資本の部の変動手続き

株式会社は、いつでも、株主総会の決議によって、資本の部の中身を変動させることができるようになります。たとえば、次のようなことです。

- ・ 資本金、準備金の増減（準備金を資本金に繰り入れたり、逆に準備金にしたり）
- ・ 利益剰余金の資本への組み入れ
- ・ 期中での任意積立金の積み立て など

### (3) 資本金、準備金の減少額の規制撤廃

資本金の減少（減資）や準備金の減少について、いくらまで減少できるかの規制は撤廃すること。すなわち、いくらまでにも減資できる、ということである。これは最低資本金制度がなくなることにも関連しています。

### (4) 法定準備金の一本化

資本準備金と利益準備金は、単に「準備金」として一本化になります。

### (5) 開示書類関係

#### ①「株主持分変動計算書」

株式会社は、貸借対照表、損益計算書、営業報告書に加え、「株主持分変動計算書」を作成することになります。これは、利益処分や損失処理に関する議案に替わるものです。

#### ②附属明細書

株式会社は、附属明細書を作成しなければならないとされ、その記載内容については、株式会社の規模・機関設計のあり方を踏まえて、合理化等所要の措置が講じられる見込みです。

#### ③決算公告

株式会社は、その規模・機関設計のあり方にかかわらず、決算公告をしなければなりません。これについては、すべての会社に義務付けられます。今までほとんどしてこなかったものですが、今後は対応を考えなければなりません。

以上